

高知県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

第1章	総則	(第1条～第3条)
第2章	組織	(第4条～第8条)
第3章	運航管理	(第9条～第22条)
第4章	安全管理	(第23条)
第5章	教育・訓練	(第24条・第25条)
第6章	事故対応等	(第26条～第28条)
第7章	雑則	(第29条～第31条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、高知県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

救急活動、救助活動、火災防ぎょ活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。

第2章 組織

(消防防災航空隊の設置)

第4条 消防防災航空センターに消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

(航空隊の組織)

第5条 航空隊は、操縦士、整備士及び消防隊員で構成し、消防防災業務に従事する。

2 航空隊には、消防防災航空隊長（以下「隊長」という。）、副隊長及び隊員を置く。

(隊長)

第6条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督し、消防防災業務の安全かつ効果的な遂行及び航空機の

適正な運航管理に努めなければならない。

2 隊長が不在の場合は、運航担当の副隊長がその職務を代行する。

(副隊長)

第7条 副隊長は、隊長を補佐するとともに、各担当業務（運航・消防）の隊員を指揮監督し、消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(隊員)

第8条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理部長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航責任者)

第10条 航空隊の指揮監督及び航空機の出発の承認、消防防災業務の中止の指示等、運航の管理に関する事務は、運航責任者が行う。

2 運航責任者は、消防防災航空センター長（以下「センター長」という。）をもって充てる。

3 センター長が不在の場合は、消防政策課長がその職務を代行する。

(隊長が行う運航管理)

第11条 隊長は、前条に掲げるもののほか、次に掲げる運航の管理に関する実務を行う。

(1) 航空機の運航及びその安全に関すること

(2) 航空機等の整備に関すること

(3) 教育訓練に関すること

(機長の指定)

第12条 航空機を運航するときは、隊長はその都度、操縦士の中から機長及び副操縦士を指定し、運航責任者の承認を得なければならない。

(機長の権限)

第13条 機長は、法第73条の規定に基づき搭乗者に対し飛行の安全上必要な指示を行う。

(航空機に搭乗する者の指定等)

第14条 航空機を運航するときは、隊長は、搭乗する者を指定するとともに、運航目的、任務等を明示しなければならない。

(運航基準)

第 15 条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機による活動の必要性及び有効性が認められ、かつ、気象条件等が飛行の安全性に支障がない場合に運航する。

(1) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する消防業務に関し、高知県内の市町村（消防事務に関する一部事務組合を含む。）の長等からの要請に基づき行う支援のための活動で、次の各号いずれかに該当する場合

ア 救急活動

(ア) 救急患者の搬送

航空機を使用して早急に傷病者の搬送を行う必要がある場合

(イ) 医師及び医療器材等の輸送

孤立地区や災害発生場所に医師、器材等を搬送する必要がある場合

(ウ) 高度医療機関への転院搬送

高度医療機関での処置が必要であり、医師が航空機による搬送の必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合。ただし、やむを得ず医師が搭乗できない場合は、医師が適当と認めた者が搭乗できる場合

(エ) その他、運航責任者が、航空機による救急活動が必要かつ有効と認めた場合

イ 救助活動

(ア) 水難事故、山岳事故等における捜索・救助

水難事故、山岳事故等において、現地の消防力だけでは対応が困難な場合や時機を失する恐れがある場合

(イ) 火災現場からの救助

中高層建築物火災等において、地上からの救助が困難な場合

(ウ) 孤立者の救出

洪水、崖崩れ等により、陸上又は海上からの接近が困難な場合で、救助が必要な場合

(エ) 大規模事故等における救助

航空機事故、列車事故及び高速道路等での大規模事故等で、地上からの救助が困難な場合

(オ) その他、運航責任者が、航空機による救助活動が必要かつ有効と認めた場合

ウ 火災防ぎょ活動

(ア) 林野火災等における空中からの消火活動

林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難、又は消火開始までに火災が拡大し消火が困難となる恐れがある場合で、航空機による消火の必要性がある場合

(イ) 火災調査

火災が発生し、地上からの場所の特定や状況の把握に時間を要すると判断された場合

(ウ) 消火資機材、消火要員等の輸送

火災において、人員、資機材の搬送が困難な場合、又は航空機による搬送が有効な場合

(エ) その他、運航責任者が、航空機による火災防ぎょ活動が必要かつ有効と認めた場合

エ その他の活動

上記ア、イ、ウ以外の活動で運航責任者が必要と認めた場合

(2) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援活動

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号）に基づく応援活動

(3) 緊急消防援助隊活動

消防組織法第 44 条に基づく消防庁長官からの出動の求め又は指示があった場合

(4) 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定に基づく四国他県への応援活動

(5) 災害予防対策活動

ア 各種防災訓練等への参加

イ 住民への災害予防の広報

(6) 自隊の訓練活動

(7) 一般行政のための活動

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、飛行が可能で運航が必要かつ有効と認められる場合には、この限りでない。

(出動の優先)

第 16 条 前条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する運航（以下「出動」という。）は、同条同項第 5 号から第 8 号に規定する運航に優先する。

(出動要件)

第 17 条 出動は、原則として、次の要件を充たす場合に運航することができる。

(1) 公共性 県民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(3) 有効性 航空機による活動が有効であること。

(出動の要請)

第 18 条 出動を要請できる者は、市町村長、消防長及びその他総括管理者が認めた者（以下「要請者」という。）とする。

2 要請は、運航責任者に対して行う。

3 前項の要請は、電話又はファクシミリにより行う。この場合において、要請者は、速やかに消防防災ヘリコプター出動要請書（第 1 号様式）を提出する。

(※ 出動の要請手続きについては、別紙のとおり。)

(出動の決定等)

第 19 条 運航責任者は、前条の出動要請を受けたときは、隊長に直ちに出動の準備を行わせるとともに、災害状況を把握し、運航の安全性等に関して必要な事項を隊長に確認のうえ、出動の可否を速やかに決定し、隊長に指示しなければならない。

2 運航責任者は、前項の結果を直ちに前条の要請者に回答する。

3 隊長は、第 1 項による出動の指示があった場合は、速やかに航空機を出動させる。

4 隊長は、出動中に活動を続けることが危険であると判断した場合は、活動の中止を決定し、直ちに機長に活動中止の指示をし、運航責任者に報告しなければならない。

5 機長は、出動中に航空機の運航を続けることが危険であると判断した場合は、直ちに危険を回避するための適切な処置をとった後、運航責任者及び隊長にその旨を報告し指示を受けなければならない。

(要請者の受入体制の整備)

第 20 条 要請者は、航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えなければならない。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先医療機関への連絡
- (3) その他必要な事項

(運航計画)

第 21 条 運航責任者は、航空隊の出動以外の運航業務を適正かつ円滑に行うため、運航計画を作成する。

2 前項の運航計画は、高知県消防防災ヘリコプター月間運航計画及び高知県消防防災ヘリコプター週間運航計画とする。

(報 告)

第 22 条 機長は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航責任者に報告しなければならない。

2 機長は出動し活動を終了した場合は、活動報告書(第 2 号様式)を速やかに総括管理者に提出しなければならない。

第 4 章 安全管理

(安全管理)

第 23 条 総括管理者は、関係法令を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航責任者は、消防防災業務の遂行にあたり、隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、運航が円滑にできるようにあらかじめ可能な手段を講じ、安全管理に万全を期さなければならない。

3 隊長は、消防防災業務の遂行に際し、隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が安全かつ効果的に実施されるように期さなければならない。

第 5 章 教育・訓練

(隊員の教育・訓練実施)

第 24 条 運航責任者は、隊員の養成及び資質の向上を図るため、隊員の教育・訓練の実施について隊長に指示しなければならない。

2 隊長は、隊員が適切で安全な消防防災活動が遂行できるよう活動・訓練に関する要領等を作成し、それに基づき教育・訓練を実施する。

(他機関との訓練)

第 25 条 隊長は、円滑かつ安全な活動のために市町村及びその他関係機関との連携を強化するため、必要な訓練に参加するよう務める。

第 6 章 事故対応等

(捜索及び救難体制)

第 26 条 総括管理者は、航空機事故が発生した疑いのある場合、若しくは航空機事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 27 条 機長は、航空機に搭乗中に航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生する恐れがある場合、又は発生した場合は、法に従った対応をするとともに、直ちにその状況を運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項の航空事故に関する情報を入手した場合には、直ちに捜索救難活動を関係機関に要請するとともに、その旨を総括管理者及び消防政策課長に報告しなければならない。

(事故報告)

第 28 条 機長又は総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、同項の規定に基づき国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに知事に報告しなければならない。

第 7 章 雑 則

(記 録)

第 29 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(委任)

第 30 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 31 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。

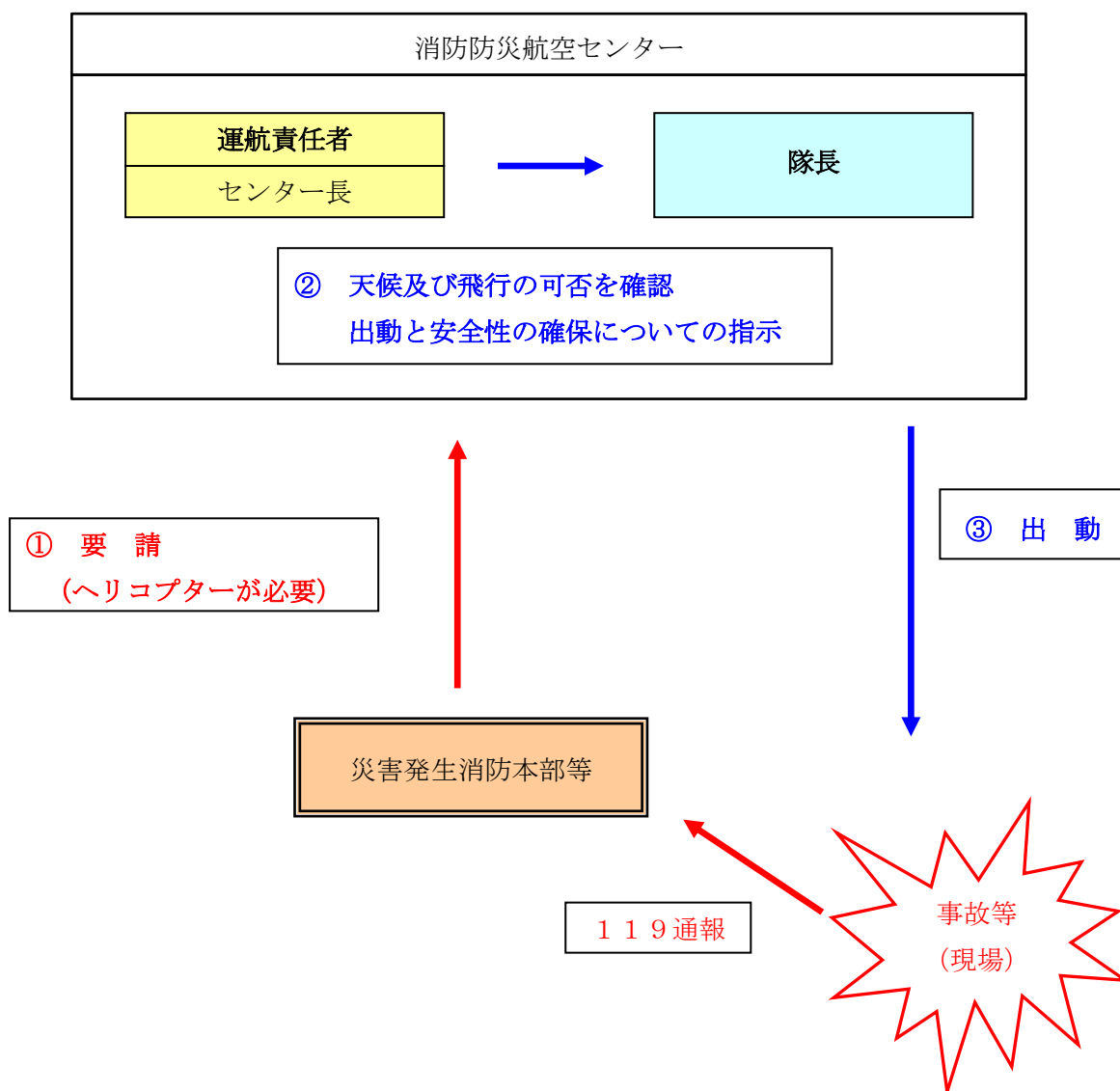
附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

【災害出動の要請手続きについて】



○ 出動の流れ

- ① 発災消防本部等は、電話により「消防防災航空センター」へ出動要請
- ② 運航責任者は、隊長に天候及び飛行の可否を確認し、出動と安全性の確保についての指示
- ③ 出動

※ 「消防防災ヘリコプター出動要請書」は、消防防災航空センターへファクシミリにより送付